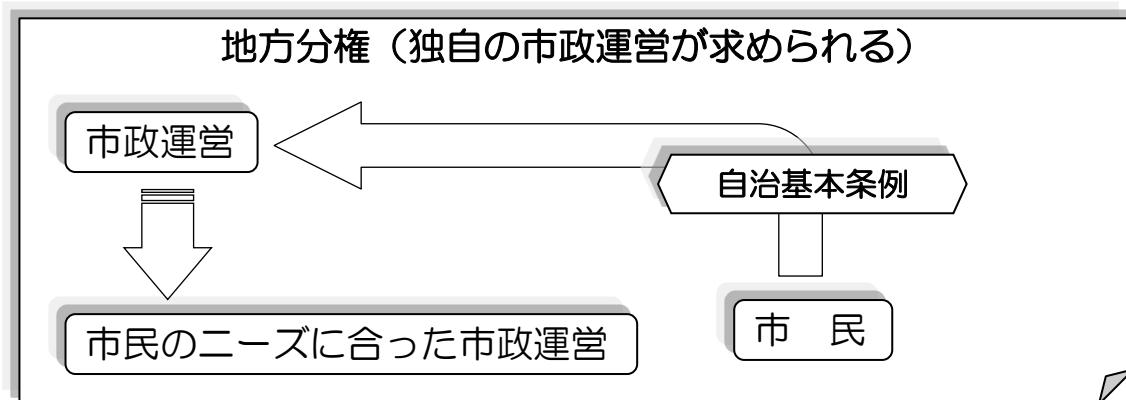


・自治基本条例とは何か

自治基本条例とは、市民を中心としたまちづくりを行うための基本ルールを定める条例で、その自治体の市政運営の指針となるものであることから「自治体の憲法」とも呼ばれます。

他の自治体では、「まちづくり基本条例」や「市民参加条例」などといった名称で制定されており、市民自治の実現という目的は同じですが、それぞれの自治体のニーズに合わせたものが制定されています。

自治基本条例のイメージ

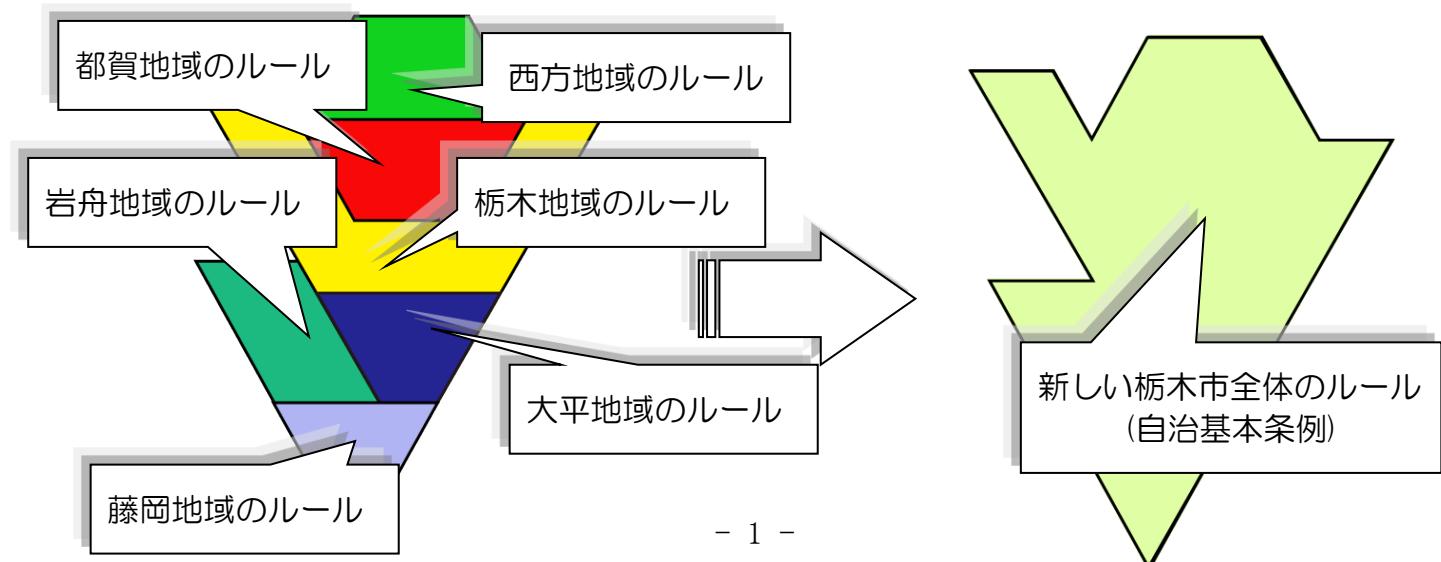


・なぜ、自治基本条例が必要なのか

平成12年から始まった地方分権改革で、各自治体には地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められることになりました。このような地方分権社会において、自立した市政運営や市民参画・協働による市政運営を行っていくには、まちづくりや市政運営の基本ルールを定める自治基本条例が必要となります。

また、栃木市では合併のメリットを最大限に活かすために、各地域それぞれ別のルールで行ってきたまちづくりを、1つの市として一体感をもってまちづくりを行う必要があり、それを行うためにも新市としてのまちづくりの基本ルールが必要です。

まちづくりのルールのイメージ



・自治基本条例で何が変わらるのか

栃木市では栃木市自治基本条例によって、市民がまちづくりに参画するための基本的なルールが明確になり、市民の意見も市政に反映されやすくなります。また、行政側がこの条例に基づき情報提供を行ったり、条例を制定したり、市民自治の趣旨に則った市政運営を行うことで、参画するための環境が整備され、市民のより一層の参画が期待されます。

栃木市自治基本条例による効果

市政運営の透明化

行政が多くの情報を市民に提供し、透明性の高い市政運営を行うことで、参画するための材料（きっかけ）を得ることができる

- ・情報公開制度（第22条）
- ・外部監査制度（第33条）
- ・公益通報制度（第40条）

市政に対する意見

市民生活に重大な影響を与える計画や条例などについては、策定前に意見を募集する。また、市民からの要望、意見、苦情等については迅速、誠実に対応する。

- ・意見募集制度（パブリックコメント）（第28条）
- ・要望等への対応（第41条）

審議会等の公募委員

市の設置する審議会等においては原則として委員を一定数以上公募し、市民が審議会等に参加できるようにする。これにより市政運営に市民の直接の意見を反映する。

- ・審議会等における公募委員（第27条）

住民投票

市政の重要事項について、住民の意思を確認するため住民投票の実施を求めることができる。

- ・住民投票制度（第26条）